

■ 業者の皆様へ

平成19・20年度の
指名競争入札等参加資格審査申請

入札参加者の資格審査申請を受け付けます。
●受付対象／建設工事、測量・建設コンサルタント業務等、物品購入等および委託業務(役務)について入札などに参加を希望される方

建設工事にかかる資格の有効期間は、乙訓地域の業者は1年、その他の地域の業者は2年です(コンサル・物品・役務については、乙訓地域の業者も2年間有効です)。

●申請書類の提出方法

(1)申請書類は、簡易書留郵便でご提出ください。郵送受付のみです。ご注意ください。

(2)申請についての要項、手引き、申請書類は向日市ホームページに掲載していますので、ダウンロードして申請書類を作成し提出してください。※ダウンロードできない方は、総務課管財係にお問い合わせください。

●受付期間／12月1日(金)～11日(月) (当日消印有効)

●申請の相談窓口／京都府行政書士会 ☎344-9910(11月15日(水)～12月11日(月) 午前10時～午後4時。土・日・祝日と正午～午後1時は除く)

●郵送先／〒617-8665 向日市役所総務課管財係 ☎931-1111(内線290)

■ 税

年末調整の説明会

●日時・場所／○11月27日(月) 午前10時～正午・午後1時30分～3時30分、京都府中小企業会館2階大ホール(右京区西院東中水町17)

○11月28日(火) 午後1時30分～3時30分、長岡京市中央公民館市民ホール

●対象／給与の支払いをする方

※事前に送付する「年末調整のしかた」などの説明書を持ってお越しください。

※駐車場はありません。

申告も納税もパソコンでらくらく
(e-Tax)

自宅やオフィスに居ながらできる便利なサービスです。

☎右京税務署 ☎311-6366



■ 福祉

石綿救済法における特別遺族給付金など

特別遺族給付金は、平成13年3月26日以前に石綿のばく露を原因とする疾病により死亡した労働者の遺族で、時効により労災保険法の遺族補償給付を受ける権利が消滅した方が対象となります。

特別給付金のうち、特別遺族年金は請求をした日の翌月分から支給の対象となるため、早めに請求されることをお勧めします。

法施行日(平成18年3月27日)から3年を経過したときは、請求ができないこととなりますのでご注意ください。

特別遺族給付金や労災保険制度については、京都労働局労災補償課 ☎241-3217または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

京都下労働基準監督署が移転します

11月16日(月)から、京都下労働基準監督署は新庁舎(京都市下京区四條通東洞院東入ル立売西町60 日本生命四條ビル5階・☎254-3195)に移転します。

戦傷病者などの妻の皆様へ

●対象／次の戦傷病者などの妻の方に特別給付金が支給されます。

①平成13年4月2日以降に戦傷病者などと婚姻された妻または同日以降夫が第5款症以上の戦傷病者などとなられた方の妻であって、平成15年4月1日において戦傷病者などである夫が第5款症以上の増加恩給などを受けていた方

②平成18年5月に最終償還を迎えた戦傷病者などの妻に対する特別給付金の受給権を有し、かつ平成18年10月1日において戦傷病者などである夫が第5款症以上の増加恩給などを受けている方

③平成18年5月に最終償還を迎えた戦傷病者などの妻に対する特別給付金の受給権を有し、かつ戦傷病者等である夫が平成8年10月1日から平成15年3月31日までの間に公務傷病以外の原因によって死亡(平病死)した方

●請求手続き／平成21年9月30日までに、向日市地域福祉課(内線347)へ。

☎向日市地域福祉課(内線347)、京都府高齢・援護室(☎414-4620)

特別弔慰金が支給されます

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない場合に、第八回特別弔慰金として額面40万円、10年間償還の記名国債が支給されます。

対象となるご遺族は次の順位のご遺族お一人です。

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者などの子
3. 戦没者と生計関係を有していた方で、戦没者と氏が同じである①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
4. 上記3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
5. 上記1～4以外のご遺族で、戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族

※請求期限は平成20年3月31日までです。

☎地域福祉課管理係(内線347)

労働

男女雇用機会均等法が変わります

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律」(男女雇用機会均等法および労働基準法の改正法)が平成18年6月15日に成立、同月21日に公布されました。

各企業におかれましては、法施行までに、募集・採用から定年・解雇までの雇用管理について今一度ご確認ください。

●改正のポイント

- ①性別による差別禁止の範囲の拡大
- ②妊娠・出産などを理由とする不利益取り扱いの禁止
- ③セクシュアルハラスメント対策
- ④母性健康管理措置
- ⑤ポジティブ・アクションの推進
- ⑥女性の坑内労働の規制緩和 など

●施行期日／平成19年4月1日

※改正均等法に基づく省令や指針は今後定められます。

※省令・指針が定められ次第、説明会を開催します(11月予定)。

☎京都労働局雇用均等室 ☎241-0504

火事、救助、救急は119番

○住所は、必ず市町名から通報してください。大字や通称名からの通報では、災害場所の特定に時間がかかることがあります。

○通報の際は、指令室員の問いかけに答えてください。一方的にお話しされると、かえって状況の確認に時間がかかってしまいます。

○携帯電話からの119番通報は、電波の状態ですべての消防本部につながらないことがあります。

○携帯電話をお持ちでも、有線電話が近くにあれば、なるべく有線電話で通報してください。

○救急車には限りがあります。緊急性のないものなどには利用していただけません。

■病院などの問い合わせ■

【京都府救急医療情報システム】 ☎694-5499(電話・FAX自動応答)、
http://www.qq.pref.kyoto.jp/ (インターネット)

【乙訓消防組合消防本部指令室】 ☎953-6048

秋の火災予防運動 11月9日(木)～15日(水)

「乙訓の 街に聞こえる 火の用心」 乙訓消防組合 防火標語

わが家の防火の心得

【3つの習慣】

- ①寝たばこは絶対やめる。
- ②ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具、衣類、カーテンからの火災を防ぐため、防炎品を使用する。
- ③火災を小さい内に消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ④お年寄り、身体の不自由な方を守るため、隣近所の協力体制を作る。

